平成２４年（フ）第６４０号
横浜市港北区新横浜２丁目17番地７
破産者　株式会社ルーセントエッグ
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１６号
静岡県牧之原市静波2301番地の２
破産者　有限会社富士モータース
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５６号
兵庫県洲本市小路谷1053番地の16
破産者　有限会社なぎさ別館
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第９８号
福岡県小郡市希みが丘２丁目13番地の４
破産者　株式会社マックス
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第５３号
秋田県大館市釈迦内字屋布後49番地
破産者　小松　慶浩
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１４号
京都府福知山市字観音寺131番地の３、開始決定時の住所京都府福知山市駒場新町１丁目68番地
破産者　大西　優子
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４２３０号
大阪府八尾市荘内町１丁目１番33―206号
破産者　望月　　進
１　決定年月日　平成24年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７号
新潟市南区月潟495番地２
破産者　大関　久司
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５９８号
新潟市江南区城所１丁目１番15号　コスモビレッジ城所103号
破産者　杉本　　茂
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代東棟1104
破産者　西田　　誠
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７５号
山梨県南アルプス市山寺395番地３　ドリームハウスＣ号
破産者　竹内　知子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５８号
広島県福山市水呑町4775番地３
破産者　林組こと　林　　勲
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７５号
広島県府中市中須町1173番地、前住所広島市南区仁保３丁目１番９―303号
破産者　信岡　新二
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５２４号
福岡県筑紫野市美しが丘南１丁目９番地10　セジュールオーブＢ205号
破産者　上村　嘉英
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１３号
熊本県合志市栄454番地
破産者　森　　凌子
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第２３２号
大分県別府市大字鶴見3124番地
破産者　林　　義満
１　決定年月日　平成24年７月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９１３号
横浜市南区永田台１番19号
破産者　森　　将
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０３２号
横浜市青葉区千草台49番地９　ペアソレイユＢ102
破産者　高橋久美子（旧姓池田）
１　決定年月日　平成24年７月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部